

成田市宿泊施設バリアフリー化改修補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、宿泊施設の改修を行う者に対し、当該改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、本市を訪れる高齢者、障害者等が安全で快適に宿泊施設を利用できる環境整備を推進し、もって観光客の増加及び共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 市内のホテル又は旅館のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第14条第1項の規定の適用を受けるものを除いたものをいう。
- (2) 改修 バリアフリー化を図ることを目的として実施する改修をいう。
- (3) 高齢者、障害者等 バリアフリー法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- (4) バリアフリー化 高齢者、障害者等の宿泊施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その宿泊施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(補助対象者)

第3条 宿泊施設バリアフリー化改修補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、自ら宿泊施設の事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項本文の許可を受けている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は、同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費の額の合計額について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額とする。

2 前項の補助金の額は、250万円を限度とする。

3 前各項の規定にかかわらず、別表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費の額の合計額が50万円未満のものにあっては、補助の対象としない。

4 補助金は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）ごとに年度につき1回を限度として交付するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊施設バリアフリー化改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第3号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 旅館業法の許可証の写し
- (3) 市税の納税状況を確認できる書類
- (4) 宿泊施設の改修に要する経費の見積書又はその写し
- (5) 宿泊施設の改修の内容を明らかにする図面
- (6) 宿泊施設の改修前の状況を明らかにする写真
- (7) 宿泊施設に係る登記事項証明書又は当該宿泊施設の所有者が確認できる書類
- (8) 宿泊施設の所有者が申請者以外又は複数の場合にあつては、申請者以外の所有者の全員が当該宿泊施設の改修に同意をしたことを証する書類
- (9) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受ける場合にあつては、その内容が確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、宿泊施設バリアフリー化改修補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 交付決定者は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに宿泊施設バリアフリー化改修補助金変更申請書（別記第3号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、宿泊施設バリアフリー化改修補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第9条 交付決定者は、補助金に係る宿泊施設の改修を中止しようとするときは、宿泊施設バリアフリー化改修中止届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る宿泊施設の改修が完了したときは、速やかに宿泊施設バリアフリー化改修補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 宿泊施設の改修に係る契約書の写し及び当該改修に要した経費の領収書の写し
- (3) 改修を行う箇所ごとの着手前、施工中及び完了後の状況を示す写真
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受ける場合にあっては、その内容が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宿泊施設バリアフリー化改修補助金確定通知書（別記第7号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、宿泊施設バリアフリー化改修補助金交付請求書（別記第8号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	算定基準
客室改修事業	<p>宿泊施設の客室における次に掲げる改修（当該改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるものに限る。）に要する経費</p> <p>(1) 手すりの設置</p> <p>(2) 傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）の設置</p> <p>(3) 出入口の拡幅</p> <p>(4) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる洗面台の設置</p> <p>(5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房又は浴室への改修</p> <p>(6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる客室としての総合的な改修（段差解消，水回りの全面改修，複数客室を統合する場合等を含む。）</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの</p>	<p>補助対象経費に要した実支出額から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額（当該補助対象経費について国，地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受ける場合にあっては，当該額から当該助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の額を差し引いた額）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）</p>
共用部改修事業	<p>宿泊施設の共用部（宿泊施設の敷地内の通路，駐車場その他宿泊施設の敷地内における宿泊施設の利用上必要と認められる箇所を含む。）における次に掲げる改修（当該改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるものに限る。）に要する経費</p> <p>(1) 手すりの設置</p>	

	<p>(2) 傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）の設置</p> <p>(3) 出入口の拡幅</p> <p>(4) 廊下幅の拡幅</p> <p>(5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房又は浴室への改修</p> <p>(6) オストメイト用の設備の設置</p> <p>(7) 視覚障害者用の誘導ブロックの設置</p> <p>(8) 点字，音声，ピクトグラム等による案内板の設置</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの</p>
--	--

備考

- 1 この表の改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるかどうかの判断をするときは，バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準及び千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）第14条第1項に規定する整備基準を勘案して，当該判断をするものとする。
- 2 次に掲げる経費は，補助対象経費に含まれないものとする。
 - (1) バリアフリー化の機能の向上を伴わない改修に要する経費
 - (2) バリアフリー化に直接関係がない工事に係る経費
 - (3) 過去に交付を受けた補助金に係る改修の箇所と同一の箇所を対象とする改修に係る経費

[別記様式 略]